

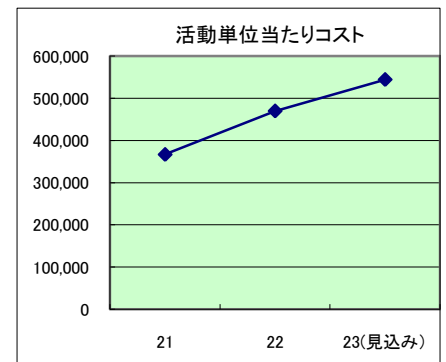
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

都都10

事務事業名		都市計画審議会運営事務		会計	1	一般会計	
				款	8	土木費	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	1	安全・安心、快適で住みやすいまち	項	4	都市計画費	
	施策(節)	7	土地利用・市街地整備	目	4	都市整備推進費	
	施策の方向	(2)	良好な市街地の形成	事業	1	一般事務(都市計画課)	
関連する計画等				作成部署	都市開発部都市計画課		
対象(誰を・何を)				連絡先	072-958-1111 内線 2571		
事業の目的				羽曳野市都市計画審議会			
意図(どういう状態にしたいのか)				適正かつ円滑に運営する。			
事業の内容				都市計画の決定・変更にかかる案件を審議会に付議又は諮問し、審議会の議決、意見を求める。 委員構成：学識経験者5名、市議会議員5名、市民5名、関係行政機関の職員3名 計18名 任期：2年 (平成22年度) 開催回数：2回 議案数：5件(付議案件2件、諮問案件3件)			
根拠法令等				都市計画法、羽曳野市都市計画審議会条例、羽曳野市都市計画審議会条例施行規則			
事業開始時期				☒ 昭和 46 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている			
事業開始時からの状況変化				平成11年の都市計画法の改正により、市町村都市計画審議会が法定化された。			
市民や議会の要望							
実施手法				☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()			
委託先				委託内容			
☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他							

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		67	220	553	
人件費【2】 (千円)		300	720	1,080	
職員数	正規職員	0.04 人	0.10 人	0.15 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		367	940	1,633	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	367	940	1,633	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 審議会開催回数		回	1	2	3
② 議案数		件	1	5	4
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		367,000 円	470,000 円	544,333 円	
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		3 円	8 円	14 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	議決率	%	(式) 議決件数÷付議案件×100	目標	100	100	達成率(%)	100
					実績	100	100	100.0%	
	②				目標			達成率(%)	
		(式)			実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	都市計画法に基づき、市が組織及び運営に関する条例を制定し、運営する法定組織である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	平成20年度から委員数を1名削減しており、委員数・委員構成は他市と比較しても大きな差はない。 法で市に設置が義務付けされているため、国や府の事業とは重複しない。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	事業費は委員報酬であるため削減できない。また人員についても、必要最小限で運営しているため、削減できない。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	市の土地利用や都市施設を計画的・適正に定め、まちづくりの方向性を決定する重要な場である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	審議会委員は、市議会議員を含め全体の2/3が羽曳野市内居住者であり、参加・意見の反映は行えていると考える。 審議会は、規則で非公開となっている。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☒	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	円滑な審議会運営が行えている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	都市計画審議会の設置は都市計画法に規定されており、本事務は審議会運営のために必要不可欠な事務である。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行革本部評価	市の健全な発展と秩序ある整備を図り、計画的で機能的なまちづくりを推進するため、今後も適切かつ円滑な審議会運営に努める。また、審議内容の透明性を高めるため、審議会や議事録の公開に向けた検討を行う。	
	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	